

大蔵委員会議録第二十七号

昭和三十一年四月十日(火曜日)
午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事石村 英雄君 理事春日 一幸君

生田 宏一君 池田 清志君

内田 常雄君 加藤 高藏君

吉川 久衛君 杉浦 武雄君

竹内 俊吉君 内藤 友明君

古川 文吉君 坊 秀男君

山本 勝市君 横川 重次君

有馬 輝武君 石山 權作君

井上 良二君 木原津與志君

田中織之進君 平岡忠次郎君

横銭 重吉君 横山 利秋君

出席國務大臣 一萬田尚登君

出席政府委員 大蔵政務次官 山手 満男君

大蔵事務官 正示啓次郎君

(管財局長)

委員外の出席者 大蔵事務官(管財

局特殊清算課長) 岩動 道行君

専門員 榎木 文也君

四月七日

委員坊秀男君、石村英雄君、田中織之

進君及び石野久男君辞任につき、そ

の補欠として小川半次君、岡良一君、

竹谷源太郎君及び中原健次君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員小川半次君及び中原健次君辞任

につき、その補欠として坊秀男君及

び石野久男君が議長の指名で委員に
選任された。

同月九日

委員古川文吉君及び岡良一君辞任に

つき、その補欠として千葉三郎君及

び石村英雄君が議長の指名で委員に

選任された。

同月十日

委員淺香忠雄君、遠藤三郎君、千葉

三郎君、中山榮一君、石村英雄君及

び竹谷源太郎君辞任につき、その補

欠として内田常雄君、池田清志君、

古川文吉君、山本勝市君、下川健太

郎君及び田中織之進君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

理事石村英雄君同月七日委員辞任に

つき、その補欠として同君が理事に

当選した。

四月九日

財政法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一五八号)

国家公務員のための国設宿舍に關す

る法律の一部を改正する法律案(内

閣提出第一五九号)

同月七日

旧外貨債の有効化に關する請願(小

川半次君紹介)(第一八三五号)

同(永山忠則君紹介)(第一八六〇

号)

同(永山忠則君紹介)(第一八八六

号)

中小企業等協同組合法の一部改正に

關する請願(堀内一雄君紹介)(第

一八三六号)

中小企業に對する税制改正に關する
請願外一件(稻葉修君紹介)(第一

八三七号)

手巻蓄音器に對する物品税の免税点

設定に關する請願(戸叶里子君紹介)

(第一八六一号)

国民金融公庫の貸付わく増額に關す

る請願(永山忠則君紹介)(第一八

九七号)

庄原信用金庫に中小企業金融公庫代

理店設置の請願(永山忠則君紹介)

(第一九二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

金融制度調査會設置法案(内閣提出

第七六号)

閉鎖機關令の一部を改正する法律案

(内閣提出第七二二号)

旧日本占領地域に本店を有する会社

の本邦内にある財産の整理に關する

政令の一部を改正する法律案(内閣

提出第七三三号)

○松原委員長 これより會議を開きま

す。

理事の補欠選任の件についてお諮り

いたします。理事であります石村英雄

君が去る七日委員を一人辞任いたし

たことがありますので、理事が一名欠

員となっております。この際理事の補

欠選任を行いたいと思ひますが、その方

法は、先例によりまして委員長において

御指名いたすに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松原委員長 御異議なしと認めま

す。それでは委員長におきましては、

石村英雄君を再び理事に御指名いたし

ます。

○松原委員長 次に、閉鎖機關令の一

部を改正する法律案、旧日本占領地域

に本店を有する会社の本邦内にある財

産の整理に關する政令の一部を改正す

る法律案及び金融制度調査會設置法案

の三法律案を一括議題として質疑を続

行いたします。田中織之進君。

○田中(織)委員 去る金曜日に質疑を

いたしました際に保留した数点につい

て、そのとき要求いたしました資料も

出て参りましたので、若干質疑をいた

したいと思ひます。

ただいま資料をいただいたので、こ

の資料の検討のためには、私の方で用

意している資料とのつき合せ等の關係

で、なお若干の時間をいただくかない

と、私の疑義が解けない点が出てくる

のではないかとこのことを心配いたす

のでありますが、できるだけその意味

で、まだ資料の理解が十分についてお

りませんから、私の理解の十分でない点

があれば、政府委員の方から御教示を

願いたいと思ひるのであります。

私は金曜日の委員会で、特に朝鮮銀

行と朝鮮殖産銀行の關係の朝鮮にあり

ます資産と、朝鮮においてこれらの面

銀行が持つておる債務の額についての

質問をいたしましたのでありますが、本日

出て参りました資料によりますと、朝

鮮銀行在外資産負債調、これによりま

す、資産の合計が二百五億二千六百

万円、それに対して在外債務が百四十

六億五千七百万円、結局資産超過にな

るので、この關係から見れば、今回の

国内資産のいわば処分ということも、

今後さらに日韓交渉等において彼等の

財産請求權の問題が出て参りましても

直接影響がない、こういう意味合いで

この資料が出されて参つたと思うので

あります。ところが私がここで伺ひ

いたしたいのは、この朝鮮内にある在

外資産の評価の二百五億二千六百万円

というものは、現実には南北朝鮮に分

れておりますが、その關係は、一体南

北の内訳はどういうようになりましよ

うか。それからこの二百五億二千六

百万という數額の評価の基準、これは

二十年三月の總合バランス・シートを

基準として、内地店舗の資産、負債を

差し引きして算出し、さらに今回国内

で支払う予定金債務九十六億七千六百

万円を調整して作成したということであ

るのであります。この算定の基準

である、特に土地、建物、有価証券、

地金銀というよりなものがございます

るが、これらは全く昭和二十年三月の

基準をそのまま踏襲してきておるので

あります。その点の事情はどういう

ようになつておりますか。

○正示政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘の資料の朝鮮銀行

在外資産負債調の金額でございますが、

が、まず第一は、この資産につきまし

て、南北に分けられた朝鮮の区分とい

うことでございますが、これは先般も

ある程度さういふ点にお触れになつた

のでありますが、二十年三月の総合バ
ランス・シートでございまして、その
区分をいたしておらないわけでありま
す。今日私どもといたしましては、遺
憾ながら南北の關係に分けた資料とい
うものは、御承知のようにまだその実
情を知るすべがないわけでございます。

それから第二に、この基準でござい
ますが、これはどこまでもただいま申
し上げました備考の通りでございまし
て、二十年三月のバランス・シート
の基準でございまして、いわば当
時におきます簿価によつて算定をい
たしておるわけでございます。

○田中(總)委員 この南北の内訌は、
日本側としては、今日の状況において
は明確にすることは非常に困難とい
うか、不可能に近い状況にあることは私
らもよくわかるのでありますが、片一
方、そのうちの韓国との間に近く交
渉が再開されるということになります

と、当然向う側が膨大な財産請求権
を要求いたして参りまして、今回この
閉鎖機關令の一部改正に基いて、これら
特に朝鮮に關係のある朝鮮銀行並びに
朝鮮殖産銀行の国内資産を処分するとい
うことに對しまして、これら朝鮮
に本店のあった金融機關の日本内地の
資産は、当然韓国へ返還すべきだとい
うような、全く筋の通らぬ要求をして
参つておるのでありますが、そういう
ことは、われわれが当然退けなければ
ならぬのでありますが、退ける關係が
ないわけでも、この際われわれ
は、やはり日本政府の方としてもあら
ゆる方法を通じて、南北にまたがるこ
れらの在外資産の実情については――
これはこの法律が通る通らないを切

り離れた今後の日韓交渉の点から見て
も、特に大蔵當局としても、最後に差
し引きもし、支払い勘定があるとい
うことになれば、これはまた国民全体の
負担において向うに払わなければなら
ぬようなことになるわけですね。向うか
らとるものがあるということになれば、
今度の講和で無賠償の条約ができた
ために、個人の在外資産というのもの
そのまゝ向うへ放棄してきています。そ
れでなければ、原則として無賠償のサ
ンフランシスコ条約は成立しなかつ
た。これは、国内的な立場においては、
この間も申し上げましたように、当然
国の責任において、憲法上私有財産保
障の原則に基いて、これら引揚者の在
外資産についても結局何らかの補償を
しなければならぬことになるわけであ
ります。私はそういう観点から見て、
この点の調査を十分やつてもらわなけ
ればならぬと思つて。

もう一つは、評価の問題はあくまで
二十年の三月のバランス・シートの当
時の帳簿価格そのもので来ている、こ
れが非常に問題になると私は思つてい
ます。国内の場合には、国有財産に準ず
るものでありますから、閉鎖機關等で
行つた場合には、いろいろ国内財産を金
にかえる場合には時価を基準として
やつてきている。私の手元には、閉鎖機
關當時、特に朝鮮銀行、台湾殖産銀行と
の關係においても、内地資産の処分
について時価と著しくかけ離れた処分を
している事例がたくさん上つてきてお
る。その資料は別途要求いたしましたの
であります。十分出てきておらない。
そういう問題がありますけれども、や
はり朝鮮における關係の、いわゆる向う
にある資産の評価を帳簿価格でいくと

いうことになりますると、これはわが
方にとつてきつめて不利益なことにな
る。実は私が去る金曜日の委員会以来
質問をいたしておる關係で、一応韓国
側が膨大な要求をしておるといふ事實
は事実としてわれわれはそれを認め
る。そういう事實は、こういう理由で
われわれ日本側としては承服できない
ということであつた。この点から申し上
げておるのを、私の発言が韓国側を激
励しているようなことを与へる諸君
が、冗談でありましようけれども申し
上げておるようなことは、私は実は心外
なのです。むしろ今正示管財局長が言
われたように、あなた方は帳簿価格で
不動産だとかさういふようなものをそ
のまま踏襲してきておるといふこと自
体が、ある意味から見れば韓国側をき
わめて有利にするところの、まさに利
敵行爲といふ言葉は適當ではないか
もしれませんけれども、実はそういうこ
とになる。その意味から見て、私はこ
の場合に、直接關係させようとはこの
際考えませんけれども、今後の日韓交
渉の場合においては、外地の資産はあく
まで帳簿価格でいくのだ、こういう原
則を貫いていくことが日本の国全体に
とつて重大な不利益を及ぼすといふ
ことについては、あなたたちはお考え
にならないけれども、思つておられ
ますが、その点はいかがです。

○正示政府委員 お答え申し上げます。
まず第一に、今後日韓交渉を進め
ていく場合に備へまして、韓国と申
しますか、朝鮮の南北の実情等につ
きまして、また閉鎖機關の韓国並びに北
鮮における実情等につきまして、的確
なる実情の把握が必要ではないか。こ
の御意見はまことにごもっともでござ

いまして、私もといたしまして、ぜ
ひともこれはあらゆる方法を講じまし
て、さういふ努力をいたすべきことは
心得ておるわけでありまして、今後外
務當局と十分に連絡をとりまして、さ
ういふ努力をいたしたいと思います。

第二の点といたしまして、先ほどお
答え申し上げました通り、またすでに
当委員会におきましてよく御承知の通
り、在外資産を帳簿価格によりまして
評価をいたしておる点でございませ
んが、この点につきましては、まずこ
れは国内資産を清算の対象といたしまし
て、国内資産をもちましてお認めをい
ただきました債務を支払つていくよう
な場合に、在外資産と負債を見合は
す。その基準は、申し上げましたように、
簿価によつて見ておるといふ意味で
ございませう。すなわちきつめて安全を
見ておる建前でございます。ただいま
お示しの通りに、資産を再評価いたし
ますれば、これは、もとより不動産そ
の他につきまして相当の評価増が出て
参ることは、見やすい道理であります。
そこで今後の日韓交渉あるいは対
中国の交渉等におきましては、もとよ
りさういふいたすべきことは当然のこ
とと心得ておるのでございませうが、先
ほど申し上げましたように、今日は
遺憾ながらまだ実情も把握することが
できませんし、のみならず、国内資産
の清算の方法といたしましては、最も
安全な方法をとつておるといふ意味で
御了解を賜りたいのでございませう。

すなわちこれは、最悪の場合におきま
しても、簿価によつて資産と負債を見
合はせまして、これだけの資産超過に
相なつております。従つて在外資産と
負債の關係におきまして、国内資産を

引き当て留保する必要がございませ
んという意味の資料に使つておる意味で
ございませう。今後在外資産の状況等が
つまびらかに相なりませうれば、これを
再評価いたしますれば、これによつて
一そう在外資産の方の超過額というも
のがふえてくることは、御指摘の通り
考えられるのであります。従いまして、
これはどこまでも對外折衝におきまし
ては、さういふ点を、先ほどもお答え
申し上げました通り、的確に実情を把
握いたしつゝ、今後わが方にとつて最
も有利な主張をいたすべきは当然のこ
とと心得ておるわけでありませう。今日
の清算の場合と對外折衝の場合とは、
さういふ私どもも明確に區別をして考
えておる点を申し上げたいと存じます。

○田中(總)委員 その点は、朝鮮銀行
の在外資産債務の対照表においても、
まだいろいろ問題があるのですが、た
だいまの正示局長の答弁によりま
す。国内資産の合理的な処分という点
から見て、在外資産と債務のバラン
スがどうなつていくかといふことを立
証する意味で資料を出された、さうい
う意味合いからいたしまして、朝鮮銀
行の關係は、なるほど在外資産の方
はるかにオーバーしているものであり
ます。二百五億に對して百四十六億であ
りますから、相当超過いたしておるの
です。ところが朝鮮殖産銀行の關係に
なりますと、この間の答弁にもありま
したように、在外資産が、帳簿価格に
よりますると十八億八千万円、それに
對して在外債務が二十二億三千四百
万円でございまして、この表から見ま
す。この間も、さういふことになりま
す。結局国内資産の中からも、この債

務超過に見合う分だけは保留しなければならぬようなことにもなるというところを言われたのでありまして、またそういう関係のものから、現実に応じておりますように、たとえば今回の改正に従いまして、朝鮮殖産銀行の社債を支払うことになりましたと、昭和二十八年の当委員会でありましたか、決議をしたように、漸次預金だとか、そういうものを返済した残りのものは株主に還元してやるんだ、こういう衆議院の院議がきまつておるわけでありまして、この趣旨にはまらなない。結局株主には、別途社債権者等が、今回の改正案がかりに成立した場合に、返済を受けるものの中から若干株主の方へ出す、こういうようなことでもしない限りは、特に朝鮮殖産銀行の株主は、今回の国内資産の整理では、実は何ら返還を受けられないような事態になる関係から、関係者の方々からも、局長も御存じのように、非常に真摯な陳情が続けられておるわけでありまして。私は朝鮮殖産銀行関係の在外資産の帳簿価格が、御承知のように、ここに動産不動産で七百万円と計上されておるのであります。ところが私が入手いたしましたところの資料によると、この朝鮮殖産銀行というものは、一九四八年の四月から韓国殖産銀行として業務を引き継がれて、これが一九五四年、昭和二十九年の四月に新しく韓国産業銀行というものが設立せられて、それに韓国殖産銀行——前の朝鮮殖産銀行を引き継いだ韓国殖産銀行の債権債務が実はそのまま引き継がれてきておるのであります。その韓国産業銀行がでる直前の、韓国殖産銀行の一九五四年三月末現在の貸借対照表があるので

あります。それによりますると、何と動産不動産は百十九億円に評価されておる。しかも今ここで七百万円と計上しておりますが、南北あわせると、厳密に申しますと七百四十六万七千円です。このうちで、朝鮮殖産銀行の側で北と南に分けました関係から、南、いわゆる韓国領が五百五十二万一千円という帳簿価格のいわゆる動産不動産が、昭和二十九年の三月末で百十九億というところで、この朝鮮殖産銀行の財産、債権債務を引き継いだ韓国殖産銀行が計上いたしておる。さらにこの韓国殖産銀行が閉鎖になりました、新たに全額韓国政府出資の韓国産業銀行に引き継がれたのであります。が、韓国産業銀行が引き継いだ当初に、昭和二十九年四月末現在で発表いたしましたパランス・シートによりますると、百十九億円のものを再評価いたしまして、八百八十三億円というところで計上いたしておるのです。私の持つておる資料は、それぞれ実は正確な資料に基づいて出てきておるのであります。そこにかき、今回の国内資産の関係から見て、在外債務と在外資産の帳簿上のパランスが朝鮮殖産銀行のようにとれておるところは、それだからこれで内地資産を処分しても問題は無いのだということには私はならないと思う。帳簿上の数字で参りますれば、朝鮮殖産銀行は、これでいけば明らかに五億円近い債務超過ということになる。しかも動産不動産の問題を取り上げただけでも、時価あるいは再評価というよりな形で参りますと、問題にならない莫大な数額になつてくるのです。

私はこの間の金曜日にも、実は向うが一九〇九年からの朝鮮における産金のうち、日本に移出したものについて補償を要求する。これだけで一千億円だというふうな朝日新聞の報道を取り上げましたが、向うがそういう数字を出してくるなら、私は韓国殖産、いわゆる朝鮮殖産銀行の帳簿価格、わずかに五百五十万程度のもので、現在に於いては約九百億近くになっておる。こういう事実を私は見のがすわけにはいかないと思う。そういう点から考えまして、特に私が今申し上げました朝鮮殖産銀行の在外債務と資産のパランスの関係から、朝鮮殖産銀行の国内財産を今度処分する、特に社債を返還すると、株主に戻る点がほとんどなくなるのだ、こういうことでは、私はこういう事実を、殖産銀行の関係者が嘗々と何十年にわたって朝鮮でまじめな経営を続けてきた立場から、材料を用意するのは当然だと思ふ。そういう数字がやはり国会へ提示されるということになりますれば、私はこの問題についても、政府として特に殖産銀行関係の社債の処理を、今日朝鮮銀行、台湾銀行と同時に進行しようというところが果して時期を得たものであるかどうかというところにも、私は大きな疑問を持たざるを得ないと思うのであります。が、幸い大蔵大臣も御出席になりましたので、この点についての大蔵大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○正示政府委員 大臣は途中でお見えになりましたので、まことに恐縮でございますが、一応経過的な御説明を申し上げます。あとで大臣からまた総括的にお答えいただけると思ひます。ただいま田中委員の御指摘の点は、予算分科会におきまして御指摘に

なつた点でございまして、殖産銀行に關しまして朝鮮にありまして資産、これは先ほど申し上げましたように、閉鎖機關一般の例によりまして、簿価によって評価しております。これはその通りでございます。そこで、これは韓国側の資料その他で推算されまして再評価するの膨大な額になる。さようなことをこの際考慮せずして、単に国内資産によつて殖産債券を返還する。その結果社債権者に対する償還が一部だけ行われまして、株主に對する帰属ということが全然行われなない。この点についての御指摘でございまして。これは、閉鎖機關一般につきまして先ほどお答え申し上げましたように、在外資産負債は、私どもの方で的確に判明をし、また権威ある数字としましては、閉鎖直前のパランス・シートによりまして、簿価によつて見ておることはお答え申した通りであります。またこれが非常に安全を見た数字でございまして、その限りにおきまして、国内資産をもつて預金を払い、あるいは社債を払い、こういうこともお認め願つて何ら不安なという建前で、従来清算が進められてきたのでございまして。

そこで特に殖産銀行についての御指摘でございますが、最近そういう韓国側の情報等がある場合、これはむしろ将来韓国との特別取りきめ等によりまして、在外資産が返還を見るような場合におきましてのいわば殖産銀行の株主なり、あるいは社債券の一部がまだ未払いなのでございますが、そういう方々に、すでに非常に大きな期待と申します。将来これだけの資産がなお外地に残つておるのであるという意味におきましては、まことに私どもとしては喜ばしい一つの情報かと思ひます。しかし遺憾ながら、ただいまおあげになりましたような数字が、一体いかなる基礎によつて、またいかなる方法によつて算定されておるかという詳細なることは、私どもとしては入手できないのが今日の事情でございまして、この点は先ほど田中委員もお認めになつた次第でございまして。そこで、今日清算事務を進めていくためには、従来と同じ方式をもちまして、在外資産負債につきましては、なお閉鎖當時の簿価によつてこれを比較いたしましたので、そして資産超過になる場合は差しつかえないわけでございますが、資産が不足する場合は、一応在外資産の不足分を、国内資産をもつて引き当て留保するという方式をとつて参るわけでございます。ただ今回殖産銀行につきましましては、国内で持ちべき殖産債券が相当の額に上つております関係をもちまして、国内資産をもつて弁済いたしますと、その四割ないし四割五分程度しか払えないことは御承知の通りでございます。そこで、これらの点につきましましては、先般来当委員会におきましていろいろ御議論もございましたが、御承知のように旧殖産銀行の関係者の方々に顧問団をお作りになりまして、ただいま社債権者と株主との間におきまして、暫定的な一種の実行上の話し合いをお進めになつておることも御承知の通りであります。私どももいたしましては、一つの事例をもちまして全体の制度を動かすことはできません。従来預金の支払いの際、また今回の従業員債務、社債を支払う場合におきまして、一貫いたしまして、在外資産負債は簿価によつて見ていくという建前は

変更ができないのでありますが、将来の見通しをいたしましては、今おあげになりましたような情報、きわめて明るい一つの見通しを与えるものという意味におきまして、これは関係者のためにも非常に喜ばしいことではないか、かように考えておるのであります。

○田中(總)委員 いずれ大臣にもお答えを願いますが、私は、やはり国内資産の処分については、在外資産は簿価で押えていくという処置をとられていくことは、これはすぐ日韓交渉に響いてくる問題であります。私はそういう国内的な問題と、そうして一方対外的な点では、私が今あげたような数字をもつて対抗していくならば、向うがべらぼうな要求を持って来て、そういうやはり一応正式の交渉の場に向うて向うが出してくるものを、われわれは論理を通して向うを追い込めていかなければならぬと思う。そういう点から見て、観念的、機械的にはそれは分けるけれども、現実政治というものはそういうものではないと私は思うのです。私は、やはり正示局長のただいまの答弁では満足をしていません。ことに私が申し上げました韓国産業銀行の貸借対照表、一九五四年四月末現在、それから韓国産業銀行に引き継ぐ直前の朝鮮殖産銀行の貸借対照表、一九五四年、昭和二十九年三月末現在の貸借対照表というものは、正式に韓国側で発表いたしましたものなんです。大蔵省から本日お示しになった在外資産負債の対照表の中に、わずかに七百万円として計上されておるものが、実に八百八十億からの多額のものになっているという現実、日韓交渉のときに

はそれは持ち出せると思うけれども、国内限りの問題をなにするときには、それは取り上げないんだ、そういう態度ではいけないと私は思う。その点について大臣いかがでしょうか。在外資産の評価を簿価でやっておるという点については、それは台湾銀行の特殊清算人であり、その頭取の上山英三さんが、今年の一月に、台湾銀行の特殊清算の終了と第二会社設立についてという報告をなされておるのであります。その中にも、台湾銀行の關係は、結局本支店の為替り關係が借り越しにまわつて、そういう關係からいいたしまして、これは朝鮮銀行の關係も同様であります。国内資産が相当多額に上ることになったわけでありまして、上山さんはその中において、外地に所有していた不動産を再評価することに

よつて、在外債務の超過額はなくなるというところを根拠としてあげておるのであります。私は、これは当然わが方として目の前に迫つてくる日韓交渉等に対してする点から見ても、これは少くともその日韓交渉の結末が受取勘定になるか支払勘定になるか、それはすぐ大蔵省の所管に關係してくる問題だと思ふのであります。この際在外資産の評価について、私は簿価でいくというよりな日本の国にきわめて不利なことをもたらすことをあなた方が踏襲せられるという態度は了解できないのです。大蔵大臣の御所見はいかがですか。

○一萬田國務大臣 在外資産の評価の問題であります。またこの具体的な問題として朝鮮殖産の韓国における資産の評価、この問題につきましては、もしもこれがほんとうに把握ができるなら、そうして同時に自由にこれが清算処分につせられ得るなら、これはお説の通りだろうと思ふのであります。が、何分今實際の問題として、どうにも把握のしようがないのであります。それで、やはりこういふふうな閉鎖機關を清算していくとすれば、先ほどか管財局長が詳しく御説明申し上げたような現状で、この場合におきましては、閉鎖機關令の定めるところによつて処理していく、そしてまた株主が最後に残余資産の配当を受ける、これも当然なことになるわけでありまして、そういうふうな行き方、将来在外資産の把握ができ、再評価されていけば、また株主が最後にその配当を受ける、これは私やむを得ない今日の状況であり、かように考えておるわけであり

ます。

○田中(總)委員 それは、特に朝鮮關係等においては、南北に分れておる關係もありまして、なかなか把握のむずかしいことは私も認めます。認めますけれども、少くとも原則として、これは当然目前に控えておる日韓交渉の關係からいっても、私は取り上げていかなければならぬ問題だと思ふのです。そうでないと、私はやはりきわめて不都合な問題が出てくると思ふのです。たとえは在外公館の借入金返済を一時金五百万円で打ち切つたという今までの処置に對しても、これはきわめて最近に、三十一年の三月十七日に東京地方裁判所で、これは憲法二十九条に違反するのだという判決が下つておることは大蔵大臣も御承知でしょう。これは満州で、奉天の居留民会の十三人分の難民救済金証書四十九万円を、北条という人の名義で持つて歸つたのに對

して、政府は、在外公館借入金返済に關する処置に伴ひまして、一時金五百万円で打ち切つた。同時に、その場合の貨幣の換算率の問題は、これは不当であるというところで提訴したので、この東京地方裁判所の判決の結果——これは在外資産の問題についてもきわめて重大な問題に響いてくる。私はなぜこれを今ここで持ち出すかという、この外地資産の評価基準をどこに置くかという問題は、やはりこの閉鎖機關令の問題は、やはりこの閉鎖機關令の問題にきわめて重なる意味からいへば、私は時間を節約する意味から申し上げないつもりでありましたが、朝鮮銀行の關係の国内資産が非常に多いということ、これは朝鮮銀行の有志株主から発行された、残余財産は何によつて生じたかという項目の中に従いますと、その閉鎖機關、朝鮮銀行の残余財産と納付金の問題、今度納付金を取ることは不合理だということを陳情いたしました書類の中に出てきていると考へますが、これは、やはり閉鎖當時の本支店勘定、いわゆる五億六千二百四十四万六千円の債務が消滅するに至つた利益だということになっておる。特にこの關係から見れば、いわゆるこの前の閉鎖機關令の改正に從つて、外地からの預送金を返還するとき、特に北支關係の連銀券の率を百分の一にたかく切つたことに伴つて出て参つたものであるということが、これはもうはつきり出てきている。實際支払額が六億五千五百万円、それが帳簿上では百十八億七千八百万円となつた關係からいまして、従来借り越し勘定であつたとこの為替り率が貸し越し勘

定に變つた關係から、実に七十數億圓という現在の朝鮮銀行の国内資産が出てきたというところを明示している關係から見まして、片一方では、やはり引揚者等の外地から送金したものの、あるいは外地預金というふうなもの、ある意味から見れば、所を変えたことによるところの貨幣価値の変動というふうなものを考慮に入れてこれを打ち切つておいて、片一方においては、やはり韓国という外國を利するやうな形であくまでも帳簿価格でいくということ、私は論理が合わない、矛盾することだと思ふ。そういう点については、大蔵省はどういうふうな調整をしていかれようとするのであるか。

○正示政府委員 お答え申し上げます。在外公館借入金につきましては、最近の裁判所の判決につきましては、先般の委員会におきましてもお話が出たのであります。これは全く今回の閉鎖機關の場合とは違ふのであります。特約があるという点につきましては判決の趣旨は、田中委員御承知の通りであります。従つて閉鎖機關に從來行われておりました問題と換算率の問題とは、全然別の問題を指摘しておるという点は、先般の当委員会におきまして質疑が行われておりますから、それによつて御承知願ひたいと思ひます。

第二の連銀券につきましては換算率、これが鮮銀の残余財産の原因であるという一部の御意見、これは、私もその御意見のあることは承知しております。しかしながら連銀券の換算率は、何も朝鮮銀行だけに適用された換算率ではございません。御承知の通り閉鎖機關一般につきましてこ

それが適用されたものでございます。そこで何ゆゑに朝鮮銀行についてかような膨大な残余財産が発生したかにつきましては、これまた当委員会におきましてしばしば質疑応答がかわされました。これは証券銀行としての特殊な機能から生まれたものでありますから、これに対して所要の法律をもちまして納付の処置を講じていただきます。かようなことを繰り返し御説明申し上げておきますので、これまたそれによつて御承知をいただきたいと思ひます。帳簿価格によることが利敵行為であるとおっしゃいましたが、これはもつてのほかでございますが、私どもとしましては、さような意味は毛頭ございせん。先ほど来大臣のお答えをいただいたのでございますが、どこまでも清算の場合におきましては、どちらから見ても安全な方法によりまして、預貯金、預送金の支払いその他の場合から一貫しました方法でございまして、何も今回の法律改正に際しまして新しく取り上げた方式ではございせん。前回の預送金を支払ふことをお認めいただきました際に、やはりこういう方式をもつて、在外資産負債の見合ひは簿価によつてやるということです。進んで参つたのであります。これは、しかしながら閉鎖機関の清算の場合の方針なのでございますから、先ほど大臣も、できれば実情を把握してやるにこしたことはないと思ひけれども、現実にはそれができないというところをお答えになったのであります。私どもも、今日遺憾ながらそれはできないのであります。しかしながら、将来の対韓交渉その他に備へまして、できる限り実情を把握すべく努力する点

につきましては、田中委員と何ら考えを異にしておるわけではございませんので、先ほどもお答え申し上げました通り、将来とも外務当局その他と十分連絡をとりまして、できる限り現地の実状の把握に努めることにつきましては、そのように極力努力をいたしたい、かように考えておるわけでありま

す。

○田中(鐵)委員　なおその点については、どうも私と見解が違いますので、結局見解の相違ということになりますから、私はあえてその点についてはこれ以上伺いません。

次に、やはり国内資産の今度の処理をなすに当りまして、閉鎖機関としてのこれら国内資産の現在の内訳の問題であります。これに關する確かな資料がまだ出ておりません。ただ朝鮮銀行の二十年九月三十日から三十年十二月三十一日までの貸借対照表が出ておりまして、多くのものは国債及び公債、それからなおここに土地、建物、什器等で若干のものはございまして、特に朝鮮銀行の關係、朝鮮殖産銀行等の關係において、これは今問題になる台湾銀行等の關係の国内資産で、不動産等の処分されたことについての実は明細な資料をという意味で、この間要求をいたしたのであります。本日その的確な資料が出ておらないので、その点については実は相当問題があるわけなんです。しかしその資料が出て参りませんが、私のその点についての追及ができませんので、その点はいずれまた決算委員会等でも持ち出すことになしたまはしよう。いたしませんが、相当問題があるのです。特に殖産銀行の關係の、今回のことで数億の国内財

産から株主に還元されるものがないというやうな關係から見ると、朝鮮殖産銀行の大阪支店の建物は一体幾らで処分したのだらうというやうなことにしても、深い関心を持たざるを得ないのです。そんな形で、閉鎖機関でほんぼん処分された關係のもので、社債が優先するということでも議決をしておる。二十八年度の第十六回国会における大蔵委員会の決議によると、「閉鎖機関を終止せしめるより、ことに閉鎖機関の株主が会社設立案を具して申請したときで、当該閉鎖機関の実情に照らしその必要があると認められるものについては、政府においてただちに特殊清算人をもつて閉鎖機関の旧關係者より選任し、新会社の設立を促進せしめる措置をとられるよう決議する。」この決議は単に朝鮮銀行と台湾銀行の關係だけではないのです。私はやはり二十八年度のこの閉鎖機関令の改正のときの大蔵委員会の決議から、取り残されてい

る人たちのことを考えれば、実はその問題も問題になるのであります。資料も出ておりませんから、それはもうここでは取り上げないことにいたします。

そこで最後に、この間私の質問に關連して同僚春日君からいろいろのお話がありまして、それに対して管財局長から、特に社債権者と殖産銀行の關係のいわゆる顧問団との間で、株主への国内資産の何らかの配分という点について、話し合ひをしていただくやうに考えておる。これは局長の委員会における言明でありますから、そのやうに進められることだと私期待いたしておるのであります。ところが、実は社債権者というものは、突き進んで

いへば、政府も大蔵省もやはり社債権者なんです。さらに金融機關の關係で社債を持つてゐる社債権者は、この間も申し上げたやうに、金融機關再建整備措置法に基いてすでに補償を受けている。従つて今回のこの国内財産の処分で社債権者で返済を受けた人たちは、これは当然さうしたりの手算には載つておりませんけれども、結局難取入の關係で、補償を受けた分については当然返還をされなければならぬ。局長は、この間第二封鎖で凍結されているのが解除されるという。それは大阪や何かで若干はあるやうであります。あるやうですけれども、第二封鎖が非常に大衆に影響があるやうな答弁をされました。若干第二封鎖になつてゐる部分の人たちは、今回の關係でそれが解除になることは私も認めますけれども、問題は、やはり社債権者といふものは金融機關と政府である。それから特に金融機關の問題は、今申しましたやうに、すでに金融機關再建整備措置法に基いて補償を受けているということになれば、回り回つて結局国内資産を処分したものは国に入ることにあります。そういうことになれば、社債権者と清算人の顧問団との間で話を進めてもらふやうに配慮するといふ局長の答弁であります。この際これは結局のところ、私は大蔵省がむしろ社債権者を兼ねておつたといひました。大蔵省が中に入つて、多くの問題について、あとへ引かない意味においても、何らかの政治的な解決の方法をとられるべきだと思ふのですが、この点についての大蔵大臣の御見解を伺つて、私の本案に關する質疑はなお残つておりますけれども、一応打ち切ります。

○一萬田國務大臣　この法律の問題はともかくといたしまして、御意見のやうな点もありますから、私としましては、今お話しした顧問団等の御意見は、法令の許す限り尊重したい、かやうに考えております。

○松原委員長　次に石村君。

○石村委員　先日資料を要求いたしましたところ、きよう提出されたのですが、この資料についてのお尋ねもしたいと思ふのですが、せつかく大蔵大臣が見えておりますから、この法律の根本問題について、大蔵大臣にお尋ねしておきたいと思ふのです。私がこの法律で問題にいたしておりますのは、朝鮮銀行なんか、国内の資産を、債権債務を処理して資産が残つたら第二会社を作らせる、つまり資産を株主に渡すという問題でございまして、これまでの正示局長の御答弁を要約いたしますと、この閉鎖機関の清算というものは、あくまでも中間段階の特殊清算で、これが終つたからといって、朝鮮銀行な朝鮮銀行自体の清算が全部済んだというわけではない、在外資産の關係の整理が初めて最後の清算は終るのだ、こういう御答弁でございまして、従つて先ほど田中君が、朝鮮殖産銀行について、国内資産の整理によつては株主には何ら配分するものがないが、しかし朝鮮にある資産の再評価等によつて、相当なものが予想されるという質問に對して、正示局長は、今はまだ明らかな情報であるという、株主に将来財産が分けられるやうなことを期待せられるやうな御答弁もあつたわけでございますが、そういうことになりましたと、なるほど朝鮮殖産の場合には、そういうことによつて将来株主に

資産が渡るといふ結果を生むかも知れません。私はそういうことになれば、株主のために大へんけつこうだと思ひますが、しかしそういうことを予想するといふことは、同時に朝鮮銀行は、国内の資産を処理して株主に財産を渡すわけでございますが、最後の清算によると、在外財産の清算の結果、反対に足りなくなるということも理論上予想されるではないか、余つたらそのときはもう、足りないときは知らぬぞういふことはできないはずである。こういう趣旨の質問をいたしましたところ、正示局長はそれに対して、そんなことは自分は絶対にないと思うが、万一そういうことがあつたならば、それは国において予算を組むとか、財政法による処置を講じて、国が払わなければならないという御答弁があつたのでございます。このことを私は問題にいたしております。つまり株主に国内資産を処分して、そうして株主に渡して、将来外地の債権債務を清算した結果、足りなくなつたら国が払わなければならないことを予想せられる法律を、今ここで通すといふことは、国民に対してまことに相済みぬことになるのではないかと、私の考え方でございます。大蔵大臣は、この閉鎖機関の特殊清算の結果そういうことが万一起つた場合、やはり正示局長のお考えのように、それは国において処理せざるを得ないという考えをお認めになるのでございますか。

○一萬田國務大臣 御意見は、論理的にはまさに異議はありません。がしかし、そふでありますから、在外資産の負債につきましては、十分負債をカバーいたしますような資産を残してやる、かようにして内地の資産も清算分配をする、かようにしておるのであります。万一というお言葉もございまして、万一に不足することはないのであります。さういふに考えます。

○石村委員 大蔵大臣の御答弁も、正示局長の御答弁と同様、論理的にはさういふことは考えられるが、しかし事実上さういふことは起らないのだ、大丈夫だといふ御趣旨の答弁と理解いたしました。さういたしますと、ここに出されておる資料によつて見ますに、朝鮮銀行の場合、なるほど外地資産は資産が二百五億二千六百万円、負債が百四十六億五千七百万円で、資産超過でございます。しかしこの金額といふものは、単に帳簿に載せられておる金額にすぎません。先日当委員会でも、外務省の方の御答弁でも、外地の状況はさつぱり調べようがありません。さういふ御答弁でございました。

大蔵大臣は長らく金融機関に關係していらつしやうて、さうした帳簿といふものは、帳簿記載の金額がそのまま現実に実現化されるということはありません。この外地の朝鮮銀行の資産負債を調べてみますと、貸付金が百八十五億六千七百円とありますが、果してこの貸付金の百八十五億六千七百円が、つばに貸付金として回収されるという確信をお持ちになつていらつしやるのですか。外務省のお話では、さつぱり内容がわかりません、さういふ御答弁です。内容がわからずに、帳簿に百八十五億六千七百円あるから、これは資産に間違いない、清算をしたとき、ちゃんとこれだけの金が生きて生まれてくるという確信を、どうして大蔵大臣はお持ちでございましょうか。この点をお尋ねいたします。

○一萬田國務大臣 この朝鮮銀行の貸付金ですが、これは銀行の経営、特に朝鮮ではこれは中央銀行であつたのであります。中央銀行の貸付として、十分担保をとつておるはずであります。大体あの場合、朝鮮銀行の貸付は、私はやはり電力方面が大部分を占めておつたように思ふのであります。これは事務的に調べてみなくちゃわかりません。そして常に半期ごとに從來でも大きな利益を上げておるものについて、償却を高め、常に優良債権——証券銀行は特に普通の銀行と違ふので、資産は常に優良なものにしておくのが証券銀行の責務でありますので、さういふ点については、私は間違いないと思ひます。従ひましてこの貸付金は、相当償却をしたものであるといふふうに考えております。

さういふ意味において、私はこれは心配がない、かように考えております。

○石村委員 大蔵大臣は単に心配ない、さうおつしやるのですが、われわれは、どうもこれは心配ないのかあるのかわからぬ。朝鮮におきましては、あつて二へんもローラーをかけられたといふような状況です。また朝鮮銀行は、単に韓国のみならず、北朝鮮にも關係が當然あつたはずであります。また北支等にも關係があつたのじゃないかと思ふのですが、それがどうして間違ひない、さう断言できるであらうかい。おそれるのですが、これは幾ら聞いても、おそれる大蔵大臣は、いや間違ひないと思ひます、さうおつしやる

だつたと思ひます。結局水かけ論になつてしまふので、これは冷静な第三者の判断に待たざるを得ないと思ふのであります。

そこで私は、むしろさうした水かけ論をやるよりは、もつと突つ込んでお尋ねしたいのですが、朝鮮銀行にしろ、外地にあつたさういふ会社、銀行は、講和条約の關係で——朝鮮といふ文字はありますが、これは法律的には一体どのように処理せられるものと判断なさつていらつしやるのでございましょうか。私はあの戦争の結果によつて、外地の資産負債といふものは、韓国、あるいは北朝鮮の人民共和國、あるいは中国に、もう一切債権債務をそのままで向うが引き取るんだという考えなら、いい悪いは別として、それは問題はないし、清算といふものは、簡単にケリがつくと思ふのですが、この問題についてどういふ考えを持つていらつしやるのか。やはり大蔵大臣は、正示局長の御答弁のように、将来清算して、そしてその資産負債をはつきりしてやつていくんだといふお考えなのか、あるいはさういふお考えではない、韓国との交渉、あるいは中国との交渉、どういふ方向に持つていくかどうするか、さういふお考えがあるのかどうか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 これは、法律的問題でもありますが、私は、最終的には朝鮮の政府といひますか、韓国とも話し合ひをして、最終的にきめなくちゃならぬと思ひますが、一応やはり日本の法人としての処理を進めていきたい、かように考えております。

○石村委員 結局これは韓国なり、それ

れぞれの關係の国と折衝の結果によつてきまるのだ、さういふお考えですか。どうも御答弁がはつきりしなかつたのですが、もう一度はつきりその点をおつしやつていただきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 私の考えは、やはり日本の法人として処理を進めていくのであります。しかし外交的といひますか、いろいろの關係において、最終的に解決するには韓国側との話し合ひを必要とするであらう、かように考えておるわけでありました。

○石村委員 これは、単に韓国だけの話し合ひで解決つて問題ではございせん。北朝鮮あるいは——私、朝鮮銀行が北支でどんなことをしたか存じませんが、かりにやつておつたこととすれば、中国との關係、さういふことの交渉といふものは全然必要のないことなのか、朝鮮銀行については、単に韓国との交渉によつてすべてが解決する、さういふ意味なのか、それはどうです。

○正示政府委員 私から便宜お答え申し上げます。

今、大蔵大臣のお答えになりました御趣旨は、とにかく韓国との交渉といふことが、平和条約によりましても特別取りきめをするといふことになつておりまして、この特別取りきめがまだ行われておらないことは、御承知の通りでございます。まずその特別取りきめを見なければ最終的処理もできない、さういふことの趣旨でお答えになつたわけではあります。

さらにそれに対して石村委員から、北朝鮮あるいは中国の關係等もいろいろあつて、これらの全容がわからない場合に、なお問題が残るのではない

申し上げてよろしいかと思ひます。これは法律によりまして、旧日本占領地域、日本国の領土というふうな関係になつておりますので、その地域は大朝鮮、台湾、樺太、それから沖繩もこの中に關係して参りますが、なお華興商業銀行、これは上海にあるものでございます。あと満洲にありましたものが若干ございます。具体的にここに掲げてありますものうちでは、一番左の欄の台湾貯蓄銀行、台湾商工銀行、彰化銀行、これは台湾の地域になつておるものであります。それからその次の三つのものが朝鮮にあつたものでございます。その次に済南銀行と華興商業銀行、これが北支ないし中支にあつたものでございます。それからあと大陸アルミニウム、日本精糖、これは満洲にあつたものでございます。それから朝鮮農産、これは朝鮮にあつたもので、一番最後の樺太水産、これは樺太、こゝろ内訳になつております。

○横山委員 そういたしますと、この法律に伴つて、引き当て財産の処理の問題が各国との關係の問題になつてくるわけでありまして、ここに出ておる在外負債超過額、この表の中では六つの銀行においては負債の超過があり、それから残つた六つにおいてはプラス・マイナスとんとんというふうな数字が出ておるのであります。これはどういふ根拠で算出され、どういふ方法で算出されたか。簡単によろしいからまず伺ひます。

○岩動説明員 これは閉鎖機關の場合と同様に、やはり終戦時を基準といたしまして、当時わかり得た一番正確な資料によつた帳簿上の価格による比較の結果出て参つた数字でございます。

○横山委員 そういたしますとこれも閉鎖機關と同様の問題がやはり展開されてくるわけでありまして。今韓國の問題は、先ほどから質問が始まつておりますように、日韓交渉再開の前の問題として最も重要な問題ではございませんが、同時に、ひいてはこれが将来起り得べき中国のあるいは台湾政府のあるいは沖繩をめぐる問題の、あるいはソビエトとの交渉のすべての問題に關係を持つてくるわけでありまして。そこで先ほど質問がありました日韓交渉の問題と全部同様のケースである、こゝろいふふうに考へてよろしゅうございませうか。

○岩動説明員 さやうであります。

○横山委員 そこでこの在外負債の超過額が、簿価をもつて当時一応あつた資料によつてなされておるといふけれども、實際問題としては、關係をいたします各国の意見を問うたわけではなく、あるいは協議が全然行われてもありません。手前勝手な判断でこれが行われた。そうすると、将来起り得べき交渉によつて、もし万一の数字が間違つておるといふことに相なりまして、在外に資産があるという場合、それから負債がさらに増大したという場合には、ここに引き当て財産として残したけれども、その数字が違つておる場合にはどういふふうになされるつもりであるか伺つておきます。

○正示政府委員 先ほど石村委員からの閉鎖機關についての御質問と、大体同じ御趣旨かと思ひますが、大体在外会社についても、ただいま岩動課長からも御説明申し上げましたよう

に、この閉鎖機關と同じ建前で、いわゆる閉鎖直前におきますバランス・シートを基準にいたしまして資産と負債を見合はせまして、負債の超過につきましては、国内資産から引き当て留保するといふ建前に御改正をすることにお願いいたしておるわけでありまして。

そこで、ただいまの横山委員の御質問は、一応こゝろ数字で備へておるわけであるが、万一在外負債が前記の考へるよりもふえる場合はどうするんだといふような御質問のように拝聴したのであります。これは、全く閉鎖機關につきまして、いろいろお答えを申した通り、資産につきましては、先ほど来田中委員からも再評価といふふうな点について、すみやかに実情を調査して努力すべきではないかという御意見もあつたのであります。この簿価で見えておる関係上、まさにこれは最も安全な見込みといふふうに申し上げて差しつかえないと思ひます。この点から申しまして、今日まで預金の支払いの債務とずつと一貫した建前として、簿価で資産を見て参る——負債ももちろんさうでございますが、そこで見合つておまして、不足する分は国内資産から引き当てるという建前をとつております関係上、先ほど大蔵大臣からもお答えがございましたが、私も同様にいたしましては、万が一にもさやうな心配はないといふことで、今日まで預送金の支払いその他も認め願つておるわけでありまして。今日におきまして、この点の考へ方は全然變つておらないのでございまして、一応われわれとしましては、最も安全な備へをいたしておるから、将来心配のようないことは起らないものとい

う考へて進んでおるわけでございます。

○横山委員 先ほどその答弁は承りました。しかしながら戦争があれ以来起つて、日本の資産は朝鮮の戦争によつてなくなつておる場合もある、あるいは債務の關係者がなくなつておる場合もある、それから建物も燃えてしまつておるといふ場合も想定される、さういふときに、簿価であるからといふことだけを根拠にして、やれ台湾も、やれ朝鮮も、やれ沖繩もといふところで話は始まりますまい。従つて万一一つの場合——私は万が一ではないと思ふ。この引き当て財産を留保するといふゆゑも、さういふところにあるのかと私は推測しておるのであります。あなたが言ひ方が一が実現する可能性は、今日の朝鮮の事情の中にもあり得るものと私は思ふを得ないのであります。たとへば、話が變つて恐縮だけれども、大村収容所の釈放問題についても、外交は一つの取引だ、こゝろいふふうに考へれば、法務省が怒つておる、國民が怒つておるといふても、ある程度は外務大臣の立場も納得できないことはない。さういふ立場になれば、この日韓交渉の問題について、どうせ一萬田さんがやるわけではないんですから、重光さんがやるときに、どういふふうな結論になるとも限らないのであります。さういふ結論になつたときに、いや、これは簿価でやつておるんだからといって、大蔵省ががんばつてもしょうがありません。この点について、閣僚の一人として一萬田大臣はどういふふうに考へられるか、もし万一債務が引き当て財産よりも超過した場合に、國が責任を見

るのか見ないのか、その点を一つ明確に大臣からお答えを願ひたい。

○一萬田國務大臣 今後におきます日韓の外交交渉の問題であります。それは経済的な問題でありまして、お互いのいろいろと善悪の問題はありましようが、論議の筋は、さうだれがいつても變りはないのであります。私は合理的な解決ができると考へておるわけでありまして。従ひまして、今お話しのようないろいろな点もありましようから、さういふ点も十分慎重に考へておまして、在外の資産負債の処理については、財源的に遺憾のないように十分な配慮を加えてあるわけでありませう。

○横山委員 さういふことを聞いていますのであります。それは前に伺ひました。かりにあなたの言うように配慮を加えたとしても、なおかつ起り得べき事態といふものは想定されるのではないか。唯一無二のように、簿価でやつたから金が余つてくるはずだとおっしゃつても、その後の戦争の問題もあり、十年たつてどうなつたかわからぬ債務者の問題もある。さう考へれば、この財産を処理することに對して、どうしたつて会社は自分の都合のいいように、財産がたぐさん配分されるように計算したのが人情の當然におもむくところではないでしょうか。さういふいたしましたら、結局最後のどん詰まりとして、交渉の一つの妥協の姿として、在外負債の勘定が足りなくなつてきたという場合を絶対に想定をせぬといつたら、それは外務大臣のやることにはありせぬのであります。さういふ場合に、一体債務の超過額はどうかさるおつもりであるか。もうこゝできつ

ちりちりと引き当てた財産を——日本の占領地域の問題でもそうでありましたが、引き当てた財産だけでは残せ、そのあとは全部配分してもよろしいというのでありますから、その額が交渉の結果違った場合においては、それはだれがめんどうを見るのかという点をばっちりいたさなければ、この法律のよって来たところが明確にならぬ。責任の分野が明確にならぬのであります。その点を大臣は明快になさる義務がある。

○一萬田國務大臣 人間の世の中ですから、こういうことも起る、ああいうことも起ると、次々に問題を提起して、一体これはどうするかと言われれば、なかなか困るのであります。私どもとしては、経済的な問題を取り扱う上におきまして、われわれの考えたところで、一般の社会の通念にもよります、またさらに互いにそれに慎重を加えたところで、一応経済問題を処理いたしておるのでありますから、それ以上どういふことが起らぬとも限りません。それはそのときに、一体どういふ原因で、どういふ態様で、どういふことになるかによつてまた考える以外に仕方がない。「一名答弁」と呼ぶ者あり。私は今ここでどうするということをお申し上げるわけにいかないのではありません。

○横山委員 迷える迷答弁であらうと思ひます。われわれは今法律の審議をいたしておるのであります。一般的な政治論や人情論を討議しているのではございません。法律を制定いたします際に、事務当局が私どものよく知らないところまでいろいろと答弁をし、微に入り細をうがって答弁をせられて

おる。その法律の根拠となります問題を、この法律が規定をいたします問題について、政府の内部において疑問が起らなかったというばかなことは、私は想像することはできません。従つてもし大臣が知らなければ、この法律の立案に当り、あるいは作成に当つた法制局を呼んでもらつて、この法律は一体どういふところに最終的な根拠を持つてゐるかということをお答弁願ひなければ、私は納得できないのであります。従つて大臣の政治的な答弁としては、どんな法律であつても状況の変化ということもないではないという点については、私はわからぬではないが、法律論として最後の責任がどこにあるかというくらしいの答弁ができないほどだつたら、これは法律ではありませぬ。何のために作つてゐるのですか、もう一度誠意のある御答弁を願ひたい。

○一萬田國務大臣 私は、今のところ御質問のようなことが起らないように最善を尽して処理してあるということをお申ししたのであります。もしも今後一國の外務大臣が國を代表しまして外交交渉をやつて、ある成果を得た場合に、國はその成果を順奉して実行していく、これは私は當然な結論じやないかと思ひます。

○横山委員 當然なことであるといふことは、あとは國がめんどうを見る、こういうことに相なると思ひます。國がめんどうを見るということは、とりもなおさず、國民の税金をもつてめんどろを見るということに尽きようかと思ひます。しかりといたしましたならば、この在外資産は、できるだけたくさん銀行關係者に配分をして、

もしもこれが足りなんだら國民にけつをふかせるから心配するな、こういうようなことにも一言でいへばなうかと思ひますが、その論議にどこに違ひがありますか。局長は今首をひねつておりますが、違つてゐるという根拠を一つお聞かせ願ひたい。

○正政府委員 横山委員から先ほど来お話しもありましたように、大臣のお答で十分御了解をいただいたと思ひますのであります。当委員会におきまして、從來預金の支払い、あるいは従業員債務の支払い、また今回債券の支払いに當りましてとつております在外資産に対する見方等は、何ら從來と變つておりませぬ。従ひまして、ただいま大臣からお答のありましたように、御心配のようなことのないようにやつていくというのが建前でございます。ただ、しつて万一の場合といふことで、大臣からお答があつたのであります。今お話しのように、納税者の負担において何でもやるというふうな考え方は毛頭とつておりませぬ。これは從來の預送金の支払いの際にも、今回の閉鎖機關令の改正の際にも、その建前は一貫いたしまして、十分カバーを付けてやつていくという建前でやつておることは、御承知のことでございます。この点は私からもう一度お答えをお申し上げることによつて、大臣のお答で十分カバーされておるのであります。御了解いただきたいと思ひます。

○横山委員 残念ながら、あまり了承ができませんのであります。それは、大臣が先ほど言つた通り、一國の外務大臣がやることでありますから、しかもとんでもないことをなさる外務大臣のやることでありますから、心配なのであります。

○岩動説明員 引当財産の管理につきましては、これは別途に管理人を選任いたしました。その運用方法等につきましては、大蔵大臣の定めた方法に従つてその資産の最も堅実なる保全をはかるということを考へております。なお、引当留保された財産について、後に別途法律でその処置を定めるといふことは、將來外交交渉等によつてどのような結果が出て参りますかわかりませんが、かりにこのような資産がそのまゝ國內において自由に処分し得るというふうな場合が想定されます場合には、これはたんにその財産を歸属させるのが適當であるかといふようなことも一応考へられることであらうと思ひます。

○松原委員長 春日君、ごく簡単に。春日委員 たいだいま田中委員から発言のありました閉鎖機關令の一部を改正する法律案は、かつて昭和二十八年、十六國會において議決されました。とき付せられた附帯決議の中身がきわめて重要なことでありますので、この機会に政府の見解をただしておきたいと存ずるのであります。それは、「本委員会、事実上閉鎖機關を終止せしめるよう、ことに閉鎖機關の株主が会社設立案を具して申請したときで、当該閉鎖機關の事情に照らしその必要がある」と認められるものについては、政府においてただちに特殊清算人をその機關の旧關係者より選任し、新会社の設立を促進せしめる措置をとられるよう決議する。」といふのであります。具體的に申し上げますれば、鮮台關係におきましては、不動産金融機關が第二会社として発足することになり、政府もこれに了解を与えておるのであります。ところが朝鮮殖産銀行については、今回清算によつて発生いたしました四億五千萬円の財源を對象としたしまして、株主間において第二会社設立の意向等もあるやに承つておりました。いろいろと具體的な計画も進められてゐるようであります。従ひまして、本議決のつとめますならば、当然これを對象として政府において特殊清算人の任命が行われて、その希望に沿つたところの清算事務、あるいは第二会社設立の事務等が運ばれ、政府がこれに協力されるという段取りに相なると考へるのであります。しかしながら、現状からいろいろ判断いたしますと、今この際新しく特殊清算人を任命すれば、すでに既往において決定処理された事務等についても、あるいは大きな影響を与える等とも考へられますので、そこで、管財局長が先般本員の質問に対して御答弁されました通り、すでに発生いたしましたところの残余財産四億五千万円を對象としたしまして株主の利益がいろいろと主張されます場合、さきに任命されました顧問団の意見を十二分に尊重するといふことであります。そこでこの際

やることでありますから、心配なのであります。そこでであらう一つ質問があるのであります。留保した引当財産の管理をする権限はどういうところへ移るのかといふこと、それから引当財産の処理については、必要な事項を法律で定めるといふのであります。その法律はどのようなことを想定いたしておるかといふ二点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

めるよう、ことに閉鎖機關の株主が会社設立案を具して申請したときで、当該閉鎖機關の事情に照らしその必要がある」と認められるものについては、政府においてただちに特殊清算人をその機關の旧關係者より選任し、新会社の設立を促進せしめる措置をとられるよう決議する。」といふのであります。具體的に申し上げますれば、鮮台關係におきましては、不動産金融機關が第二会社として発足することになり、政府もこれに了解を与えておるのであります。ところが朝鮮殖産銀行については、今回清算によつて発生いたしました四億五千万円の財源を對象としたしまして、株主間において第二会社設立の意向等もあるやに承つておりました。いろいろと具體的な計画も進められてゐるようであります。従ひまして、本議決のつとめますならば、当然これを對象として政府において特殊清算人の任命が行われて、その希望に沿つたところの清算事務、あるいは第二会社設立の事務等が運ばれ、政府がこれに協力されるという段取りに相なると考へるのであります。しかしながら、現状からいろいろ判断いたしますと、今この際新しく特殊清算人を任命すれば、すでに既往において決定処理された事務等についても、あるいは大きな影響を与える等とも考へられますので、そこで、管財局長が先般本員の質問に対して御答弁されました通り、すでに発生いたしましたところの残余財産四億五千万円を對象としたしまして株主の利益がいろいろと主張されます場合、さきに任命されました顧問団の意見を十二分に尊重するといふことであります。そこでこの際

何っておきたいこと、確認いたしておきたいことは、これらの顧問団が、この第二会社の設立について政府にいろいろの申請をして参りました場合、しかもその計画がすでに任命されております清算人との間に意見の合致をみましたような場合においては、当然この決議の条文並びにその精神を尊重せられまして、そういうような申し出に對して政府は十二分に協力をしてやっていただきたいと思ふのでありますが、これに對する当局のお考えはいかがでありますでしょうか、この点を一つお示しを願つておきたいと思ひます。

改正する法律案の両法案を一括して採決いたします。両法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松原委員長 起立多数。よつて、両法律案はいずれも原案の通り可決いたしました。

この際、春日一幸君より閉鎖機関令の一部を改正する法律案に對する附帯決議に關して発言を求められておりますので、これを許します。春日一幸君。

○春日委員 この際私は、ただいま可決されました閉鎖機関令の一部を改正する法律案に對しまして、附帯決議を付するの動議を提出いたします。

本法法律案は、ただいま自由党の賛成のもとに多数で可決され、社会党はこれに反對をいたしましたのでありますが、われわれといたしましては、本法法律案が閉鎖機関の清算推進のため非常に重要な法律案であることにかんがみまして、委員会を通過いたしました以上は、本法法律案を施行するに當りましては、当委員会が特に論議を重ねた点を、当委員会の意向に従つて運営していただくたいと思ふのであります。

そこで、特に従業員に對する解雇手当の支給に關しましては、附帯決議をつけることにより、明確な委員会の意思を表明する必要があると認めますので、ここに本附帯決議を提出いたしました次第であります。

案文を朗読いたします。

閉鎖機関令の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

閉鎖機関の従業員に解雇手当の支給に關し、旧役員より指定日以前の重役会決定事項につき、書面による

申出があつたときは、終戦時における混乱事情、他の閉鎖機関の場合との権衡等を考慮の上、政府において善処すること。

以上であります。

何とぞ諸君の御賛成をお願いいたします。

○松原委員長 ただいま春日一幸君より提出されました閉鎖機関令の一部を改正する法律案に對する附帯決議案について採決いたします。本附帯決議案を可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて本附帯決議案は可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました両法律案に關する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によりまして、委員長に御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明後十二日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時十一分散会

〔参照〕

閉鎖機関令の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

旧日本占領地域に本店を有する会社の本部内にある財産の整理に關する政令の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

これより採決に入ります。閉鎖機関令の一部を改正する法律案、旧日本占領地域に本店を有する会社の本部内にある財産の整理に關する政令の一部を

ある財産の整理に關する政令の一部を

ある財産の整理に關する政令の一部を

ある財産の整理に關する政令の一部を